スマホソフトウェア競争促進法における確約手続に関する対応方針

令和7年8月20日公正取引委員会

1 趣旨

令和7年12月18日にスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和6年法律第58号。以下「法」という。)が施行されたことにより、法第5条(取得したデータの不当な使用の禁止)第6条(個別アプリ事業者に対する不公平な取扱いの禁止)第7条(基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為)第8条(アプリストアに係る指定事業者の禁止行為)及び第9条(検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為)の規定に違反する疑いのある行為について、法第3条第1項の規定による指定を受けた特定ソフトウェア事業者(以下「指定事業者」という。)の自主的な取組により解決するための法第22条から第29条までに規定する手続(以下「確約手続」という。)が導入された。また、公正取引委員会は、確約手続の実施に必要な規定の整備を行うため、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則(令和6年公正取引委員会規則第5号。以下「規則」という。)を制定した。

デジタル分野における市場の動きは著しく速く、また、市場の状況が固定化されやすいという特徴があるため、事案によっては、特に早期に競争上の問題の是正を図る必要がある場合があるところ、確約手続は、排除措置命令又は課徴金納付命令(以下「法的措置」と総称する。)と比べ、当該競争上の問題をより早期に是正し、公正取引委員会と指定事業者が協調的に問題解決を行う領域を拡大し、法の効率的かつ効果的な執行に資するものである。

そこで、公正取引委員会は、法における確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、「スマホソフトウェア競争促進法における確約手続に関する対応方針」を策定する。

2 確約手続の開始

確約手続は、公正取引委員会が法の規定に違反する事実があると思料する場合において、その疑いの理由となった行為(以下「違反被疑行為」という。)について、確約手続に付すことが適当であると判断するとき、すなわち、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要がある(違反被疑行為が既になくなっている場合において公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があるときを含む。以下同じ。)と認めるときに、違反被疑行為を行っている又は行っていた指定事業者(以下「違反被疑行為者」と総称する。)に対し、法第 22 条又は第 26 条の規定により、 違反被疑行為の概要、 違反する疑いのある又はあった法令の条項及び 違反被疑行為を排除するために必要な措置の実施に関する排

除措置計画又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために必要な措置の実施に関する排除確保措置計画(以下「確約計画」と総称する。)の認定の申請(以下「確約認定申請」という。)をすることができる旨を記載した書面による通知(以下「確約手続通知」という。)を行うことにより開始する。

3 確約手続に関する相談

確約手続は、違反被疑行為について、公正取引委員会と指定事業者との間の合意により 自主的に解決するものであり、公正取引委員会と指定事業者との間の意思疎通を密にす ることは、迅速な確約手続に係る法運用を可能とし、公正取引委員会と指定事業者の双方 にとって有益であると考えられる。

このため、確約手続をより迅速に進める観点から、公正取引委員会が確約手続通知を行う前であっても、法違反の疑いで公正取引委員会から法に基づく調査を受けている指定事業者は、いつでも、調査を受けている行為について、確約手続の対象となるかどうかを確認したり、確約手続に付すことを希望する旨を申し出たりするなど、確約手続に関して公正取引委員会に相談することができる。

4 確約手続の流れ

調査の開始から意見聴取の通知(法第42条において読み替えて準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第50条第1項(法第42条において読み替えて準用する独占禁止法第62条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知をいう。以下同じ。)を行うまでの間に、公正取引委員会は、違反被疑行為について確約手続に付すことが適当であると判断するとき、違反被疑行為者に対して確約手続通知を行う。

確約手続通知を受けた者(以下「被通知事業者」という。)が違反被疑行為をどのように排除すればよいのか又は違反被疑行為が排除されたことをどのように確保すればよいのか、すなわち、どのような確約計画を作成すればよいのかの検討に資するため、公正取引委員会は、確約手続通知を行う時点で把握している事実に基づき、違反被疑行為の概要を確約手続通知の書面に記載する。

なお、確約手続通知は、被通知事業者の行為が法の規定に違反することを認定するものではなく、また、あくまで確約手続通知を行う時点で把握している事実が前提となるため、 排除措置命令書や課徴金納付命令書と同程度に詳細な事実の認定や法令の適用の記載がなされるものではない。

被通知事業者は、確約認定申請をする場合、法第 23 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規 定により、確約手続通知を受けた日から 60 日以内に確約認定申請をする必要がある。

被通知事業者が確約認定申請をした場合において、公正取引委員会は、当該確約計画が 法第23条第3項各号又は第27条第3項各号の認定要件(以下「認定要件」と総称する。) に適合するか否かの判断を行い、当該確約計画が認定要件に適合すると認めるときには、 法第23条第3項又は第27条第3項の規定により、当該確約計画の認定をする。

5 確約手続の対象

確約手続は、法第22条の規定により、法第5条から第9条までの規定に係る違反被疑行為が対象となり得るとともに、違反被疑行為が既になくなっている場合においても、法第26条の規定により、法第5条から第9条までの規定に係る違反被疑行為が対象となり得る。

公正取引委員会は、これらの違反被疑行為について確約手続通知をするに当たっては、個別具体的な事案ごとに、確約手続により競争上の問題を解決することが公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要であるか否かを判断する。

6 確約計画

確約認定申請をするか否かの判断

公正取引委員会から確約手続通知が行われた場合であっても、確約認定申請をする か否かは、被通知事業者が自主的に判断するものである。

被通知事業者が確約認定申請をしなかった場合には、確約手続通知を行う前の調査 を再開することとなる。被通知事業者が確約認定申請をしなかったとしても、その後の 調査において、確約認定申請をしなかったことを理由として被通知事業者が不利益に 取り扱われることはない。

確約認定申請

規則第 57 条第 1 項又は第 71 条第 1 項の規定により、確約認定申請をしようとする 指定事業者は、規則様式第 5 号又は第 7 号による申請書(以下「認定申請書」と総称す る。)を用いて確約認定申請をする必要がある。認定申請書には、規則第 57 条第 2 項各 号又は第 71 条第 2 項各号に掲げる書類(以下「認定申請添付書類」と総称する。)を添 付する必要がある。

規則第58条又は第72条の規定により、確約認定申請をした指定事業者(以下「申請者」という。)は、確約手続通知の日から60日以内であり、かつ、確約認定申請に係る処分がされるまでの間であれば、確約認定申請をした後においても、認定申請書及び認定申請添付書類(以下「認定申請書類」と総称する。)の記載事項の変更(認定申請添付書類を追加提出する場合を含む。)をするために、変更内容を記載した報告書を公正取引委員会に提出することができる。

また、規則第60条又は第74条の規定により、申請者は、確約認定申請をした日から確約認定申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、認定申請添付書類のうち、公正取引委員会が確約計画の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を追加提出することができる。

なお、規則第59条(第73条において準用する場合を含む。)に掲げる方法により提

出する必要がある。

さらに、規則第84条第1項の規定により、申請者は、確約認定申請をした日から確約認定申請に係る処分がされるまでの間、いつでも、確約認定申請を取り下げることができる。

なお、確約認定申請の取下げは、同条第2項の規定により、申請を取り下げる旨を記載した書面を提出してする必要がある。

確約認定申請を取り下げた場合には、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる。被通知事業者が確約認定申請を取り下げたとしても、その後の調査において、 確約認定申請を取り下げたことを理由として被通知事業者が不利益に取り扱われることはない。

確約措置

ア 基本的な考え方

確約計画に記載する排除措置又は排除確保措置(以下「確約措置」と総称する。) の内容は、被通知事業者が個々の事案に応じて個別具体的に検討することとなる。

被通知事業者は、一定の行動に関する措置や事業譲渡等の構造的な措置の申請をすることができるところ、確約計画の認定に当たっては、競争秩序の回復の確保又は将来の不作為の確保の観点から、当該確約計画における確約措置が 違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものであること(以下「措置内容の十分性」という。)及び 確実に実施されると見込まれるものであること(以下「措置実施の確実性」という。)を満たす必要がある(法第23条第3項又は第27条第3項)。

(ア) 措置内容の十分性

公正取引委員会は、確約措置が措置内容の十分性を満たしているか否かについて、個別具体的な事案ごとに判断するが、当該判断に当たっては、排除措置命令で違反行為が認定された事案等のうち、行為の概要等について、確約手続通知の書面に記載した内容と一定程度合致すると考えられる事案の措置の内容を参考にする。

(イ) 措置実施の確実性

措置内容の十分性を満たしても、確約措置が実施されないのであれば、違反被疑行為を排除すること又は違反被疑行為が排除されたことを確保することはできない。よって、公正取引委員会は、確約措置が実施期限まで又は実施期間内に確実に実施されると判断できなければ、確約計画の認定をすることはない。

例えば、確約措置の内容が契約変更を伴うなど第三者との合意が必要な場合に は、当該第三者との合意を確約認定申請時までに成立させなければ、原則として、 措置実施の確実性を満たすと認めることはできない。

イ 確約措置の典型例

である。

典型的な確約措置としては、後記(ア)から(ク)までに掲げるものが考えられるが、確約措置がこれらに限られるものではない。また、事案によっては、単独の確約措置で認定要件に適合する場合もあるが、複数の確約措置を組み合わせなければ認定要件に適合しない場合もある。どのような確約措置を組み合わせれば認定要件に適合することとなるのかは、事案によって異なるものである。

なお、法第 23 条第 2 項第 2 号又は第 27 条第 2 項第 2 号の規定により、措置実施の確実性を満たすために、確約措置の実施期限 (実施期間を含む。)を設定する必要がある。

(ア) 違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認等

被通知事業者が違反被疑行為を継続している場合には、当該違反被疑行為を取りやめることは、措置内容の十分性を満たすために必要な措置の一つである。また、被通知事業者が 違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認を行うこと及び 違反被疑行為と同様の行為を行わないことの2点を取締役会等の被通知事業者の意思決定機関において決議することは、措置内容の十分性を満たすために必要な措置の一つである。

(イ) 取引先等への通知又は特定ソフトウェアを利用する者等への周知

例えば、被通知事業者が自ら提供するアプリストア以外の代替アプリストアの 提供を妨げていたことが違反被疑行為に該当する場合などにおいて、競争秩序の 回復を確保及び将来の不作為を確保するためには、前記(ア)について、取引先等に 通知又は特定ソフトウェアを利用する者等に周知を行う必要があると考えられる。 このため、前記(ア)について、取引先等への通知又は特定ソフトウェアを利用す る者等への周知を行うことが措置内容の十分性を満たすために必要な措置の一つ

(ウ) 違反被疑行為及び同様の行為に関する将来不作為

違反被疑行為を十分に排除する観点からは、一定期間において、違反被疑行為及び同様の行為に関する将来不作為を定めることが措置内容の十分性を満たすために必要な措置の一つである。

なお、当該将来不作為措置の実施期間を設定する際には、当該違反被疑行為の具体的状況、その経緯、背景、取引慣行、被通知事業者の当該違反被疑行為と同様の行為をする能力、当該違反被疑行為期間、当該違反被疑行為をやめた事情、市場構造、競争環境の変化のしやすさ、対象商品又は役務のライフサイクル、海外当局において確約手続によって処理された同種案件の将来不作為の実施期間など、諸般

の事情を総合考慮した上で適切な実施期間を設定する必要がある。

(I) 将来不作為等のための実効性確保措置

将来の不作為や違反被疑行為の取りやめを担保する観点からは、被通知事業者のコンプライアンス体制の整備(定期的な監査、法令遵守についての行動指針の作成及び従業員に対する社内研修の実施を含む。)等の実効性確保措置を行うとともに、当該措置について被通知事業者の役員及び従業員に周知徹底をすることが、措置実施の確実性を満たすために必要な措置の一つである。

(オ) 規約等の変更又は削除

例えば、被通知事業者が個別アプリ事業者に対し、自らが提供する支払管理役務 以外の支払管理役務を利用してはならないことを被通知事業者のアプリストアを 通じて個別ソフトウェアを提供する際の条件として規約等に定める場合など、違 反被疑行為が規約等を背景に行われており、当該規約等の内容を変更又は削除し なければ競争秩序の回復が確保できない場合もあると考えられる。

このため、被通知事業者が当事者となっている規約等の内容を変更又は削除することが措置内容の十分性を満たすために必要となる場合がある。

(カ) 個別アプリ事業者等に負担させた金銭的価値の回復

競争秩序の回復の確保の観点からは、例えば、アプリストアに係る指定事業者である被通知事業者が、自己のアプリストアにおいて提供される個別ソフトウェアの利用者からの返金要求に対し、個々の返金要求の妥当性を検証するための対応を適切に行うことなく認容し、不正な返金要求に対しても個別アプリ事業者が返金を行わざるを得ないように強いることで法第6条の規定に違反する疑いのある行為がある場合には、当該個別アプリ事業者に実質的に負担させた当該返金相当額について、当該個別アプリ事業者に支払うこととし、その実施に必要な資金の額及び金銭的価値の算定方法を具体化することが措置内容の十分性を満たすために有益である。

(キ) 履行状況の報告

確約措置が措置内容の十分性を満たす場合であっても、実際に確約措置が履行 されないのであれば、競争秩序の回復及び将来の不作為が確保できない。

このため、被通知事業者は履行状況の監視等を独立した第三者(公正取引委員会が認める者に限る。)に委託し、当該第三者が公正取引委員会に対して措置の履行状況を報告することは、措置実施の確実性を満たすために必要な措置の一つである。

なお、報告の時期及び回数は、確約措置の内容に応じて設定する必要がある。

(ク) 事業譲渡等

例えば、被通知事業者がある特定ソフトウェア分野における大部分の市場シェアを有している状態において、当該特定ソフトウェア分野やその関連市場における構造上の問題があり、上記(ア)から(+)までの措置を講ずることとしてもなお、競争秩序の回復が確保できない場合もあると考えられる。

このような場合には、被通知事業者が事業又は事業の一部を譲渡することが措置内容の十分性を満たすために必要な措置の一つである。

7 意見募集

公正取引委員会は、申請を受けた確約計画が認定要件に適合するか否かの判断に当たり、広く第三者の意見を参考にする必要があると認める場合には、原則として 30 日以内の意見提出期間を定め、ウェブサイト等を通じて、申請を受けた確約計画の概要について第三者からの意見を募集する。

公正取引委員会が意見募集を開始した場合において、確約計画の概要について意見がある者は、何人も、意見提出期間内において、当委員会に対して意見書を提出することができる。

なお、寄せられた意見に対して公正取引委員会が回答するものではない。

また、第三者からの意見を募集しない場合であっても、公正取引委員会は、申請者の競争事業者、取引先等に対し、個別に確約計画に関する事実関係の確認等を行うことがある。

8 認定又は却下

確約計画の認定又は却下に当たっての考え方

公正取引委員会は、被通知事業者から確約認定申請を受けた後、認定申請書類に基づき、認定要件に適合するか否かの判断を行う。前記3記載のとおり、確約手続は、違反被疑行為について、公正取引委員会と指定事業者との間の合意により自主的に解決するものであり、公正取引委員会と指定事業者との間の意思疎通を密にすることは、迅速な確約手続に係る法運用を可能とし、公正取引委員会と指定事業者の双方にとって有益であると考えられる。このため、確約手続通知が行われた後において、公正取引委員会は、必要と認める場合又は申請者から認定における論点等について説明を求められた場合には、その時点における論点等について説明する。また、公正取引委員会が申請者に対して申請内容の説明を求めることもある。

確約措置が認定要件に適合すると判断するとき、すなわち、措置内容の十分性及び措置実施の確実性をいずれも満たすときには、公正取引委員会は、法第23条第3項又は第27条第3項の規定により、当該確約措置の記載された確約計画の認定をする。

他方、確約措置の内容が違反被疑行為の一部にしか対応していないなど、確約措置が 認定要件に適合しないと判断するときには、公正取引委員会は、法第23条第6項又は 第 27 条第 5 項の規定により、決定で確約認定申請を却下する。この場合、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる。

認定の効果

公正取引委員会は、法第 24 条又は第 28 条の規定により、確約計画の認定をした場合(認定を受けた確約計画の変更の認定をした場合を含む。)において、違反被疑行為及び確約措置に係る行為については、法的措置に係る規定を適用しない。

なお、公正取引委員会が、確約計画の認定をするための要件は、措置内容の十分性及 び措置実施の確実性を満たすことであり、確約計画の認定は、申請者が法の規定に違反 する行為を行ったとの認定・判断を行うものではない。

また、公正取引委員会は、確約計画の認定をした場合においても、特に必要があるときは、法第 42 条において読み替えて準用する独占禁止法第 68 条第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 16 条の規定に基づく調査権限を行使することで、確約措置の履行状況の確認等を行い、その措置の確実な履行確保を図るものとする。

9 認定を受けた確約計画の変更

確約計画の認定を受けた申請者(以下「被認定事業者」という。)は、認定を受けた確約計画(以下「認定確約計画」という。)に記載した排除措置又は排除確保措置(以下「認定確約措置」と総称する。)を実施することとなる。

確約計画の認定を受けた後に生じた事情により被認定事業者が認定確約措置を実施期限までに又は実施期間を通じて実施することが困難となった場合又は経済事情の変化等により認定確約措置を実施する必要がなくなった場合、被認定事業者は、当該認定確約計画の変更の認定の申請(以下「変更認定申請」という。)をすることができる。

規則第63条第1項又は第77条第1項の規定により、認定確約計画を変更しようとする被認定事業者は、規則様式第6号又は第8号による申請書(以下「変更認定申請書」と総称する。)を用いて変更認定申請をする必要がある。変更認定申請書には、規則第63条第2項各号又は第77条第2項各号に掲げる書類(以下「変更認定申請添付書類」と総称する。)を添付する必要がある。

なお、変更認定申請書及び変更認定申請添付書類は、規則第 65 条又は第 79 条において準用する第 59 条に掲げる方法により提出する必要がある。

前記8 記載の確約計画の認定の場合と同様に、認定確約計画の変更の認定に当たっては、変更後の確約措置の内容が認定要件に適合すると判断するとき、公正取引委員会は、法第23条第9項において準用する同条第3項又は第27条第8項において準用する同条第3項の規定により、当該認定確約計画の変更の認定をする。

法又は規則上、変更認定申請の期限は設けられていないものの、例えば、確約措置の実施期限の直前又は実施期間の終期直前に変更認定申請が行われた場合には、公正取引委員会は、そのような時期に被認定事業者が変更認定申請をすることとなった事情を考慮

した上で、措置内容の十分性及び措置実施の確実性を判断する。

なお、変更認定申請をするか否かは、被認定事業者が自主的に判断するものである。

10 認定確約計画の認定の取消し

認定の取消し

公正取引委員会は、法第 25 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の規定により、認定確約措置が実施されていないと認めるとき又は被認定事業者が虚偽若しくは不正の事実に基づいて確約計画の認定を受けたことが判明したときは、決定で認定確約計画の認定を取り消さなければならない。

また、公正取引委員会は、特に必要があるときは、法第 42 条において読み替えて準用する独占禁止法第 68 条第 1 項又は第 2 項の規定により、法第 25 条第 1 項各号又は第 29 条第 1 項各号に規定する取消事由の存否を明らかにするため、法第 16 条の規定に基づく調査権限を行使する場合がある。

認定の取消しの効果

認定確約計画の認定が取り消された場合、法第 24 条又は第 28 条の規定による認定の効果は失われ、確約手続通知を行う前の調査を再開することとなる。

この場合において、法的措置の除斥期間(違反行為が終了してから法的措置を採ることができるまでの期間をいう。以下同じ。)は、違反行為が終了した日から3年とされているが、公正取引委員会は、法第25条第3項若しくは第4項又は第29条第3項若しくは第4項の規定により、認定確約計画の認定を取り消した場合には、除斥期間にかかわらず、取消しの決定の日から1年間は、法的措置を採ることができる。

11 確約計画の認定に関する公表

確約計画の認定をした後、公正取引委員会は、具体的にどのような行為が公正かつ自由な競争に悪影響を与える可能性があるのかを明らかにし、確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から、認定確約計画の概要、当該認定に係る違反被疑行為の概要、確約認定を受けた事業者名その他必要な事項を公表する。また、公表に当たっては、法の規定に違反することを認定したものではないことを付記する。

なお、公正取引委員会が確約認定申請を却下した場合若しくは認定確約計画の認定を 取り消した場合又は申請者が確約認定申請を取り下げた場合については、その後、確約手 続通知を行う前の調査を再開することとなるため、原則として、いずれも公表しない。

12 確約手続移行前の手続との関係等

確約手続移行後における法第16条の規定に基づく調査権限の行使等

公正取引委員会が、確約手続に付すことが適当であると判断し、確約手続通知を行った後、法第 16 条の規定に基づく調査権限の行使、任意の供述聴取といった法的措置を

採る上で必要となる事実の認定をするための調査を行うことは、法律上妨げられるものではないが、確約手続を円滑に進める観点から、確約認定申請に係る処分がされるまでの間に、被通知事業者に対し、当該被通知事業者に対する法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査は、原則として行わない。

しかし、例えば、確約手続通知後、確約計画の認定に当たって、 公正取引委員会が確約計画の却下事由に該当する心証を得ており、申請者から十分な疎明資料等が提出される見込みがない場合、 申請者の取引先等に対して事実関係の確認や意見聴取等を行うに当たり、当該取引先等から任意の調査に対する協力が得られない場合などについては、確約認定申請に係る処分がされるまでの間であっても、法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査を行うこともあり得る。

確約手続移行後における意見聴取の通知

公正取引委員会が、確約手続通知を行った後、確約認定申請に係る処分がされるまでの間に、被通知事業者に対して意見聴取の通知を行うことは、法律上妨げられるものではないが、原則として行わない。

確約手続において事業者から提出された資料の取扱い

公正取引委員会は、前記 記載のとおり、確約認定申請に係る処分がされるまでの間に、被通知事業者に対して法的措置を採る上で必要となる事実の認定をするための調査は、原則として行わない。

しかし、公正取引委員会が確約認定申請を却下した場合若しくは確約計画の認定を 取り消した場合又は申請者が確約認定申請を取り下げた場合に、申請に当たって申請 者から提出された資料が証拠として一切使用できないとすれば、法的措置を採る上で 必要となる事実の認定に支障が生じるおそれがある。このため、この場合には、申請者 から提出された資料を返却することはせず、かつ、法的措置を採る上で必要となる事実 の認定を行うための証拠として使用することもあり得る。

以上